

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：34604

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530702

研究課題名(和文) 地域社会を基盤とする子ども虐待防止：行政の政策と民間の活動

研究課題名(英文) Child Abuse Prevention Based on Community: Policy and Civil Movement

研究代表者

井上 真理子 (Inoue, Mariko)

奈良学園大学・大学共同利用機関等の部局等・教授

研究者番号：50137171

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円、(間接経費) 330,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、報告者は全国の都道府県に対して平成24年1月に「児童虐待への政策的対応についての調査」を実施し質問紙を送付した。このうちの一部は、同一のテーマで平成17年度に実施した調査の追跡調査に該当している。また調査の回答を得た自治体の中で特に秋田県、岐阜県、山梨県に対してはさらにインタビュー調査を実施した。以上の調査から得た知見は以下のとおりである。児童虐待全般に関する全国規模のデータ・ベースの必要性、家族再統合支援と民間の協力の強化、「虐待と貧困」関連政策の必要性、在日外国人を対象とする政策の必要性、政策評価の必要性、母子保健と虐待防止の連携、虐待の早期対応への民間協力。

研究成果の概要(英文)：In this study I have inquired two researches on child abuse prevention and treatment policies into the local government of all the prefectures in Japan. One is questionnaire method research and another is interview method research. through two researches, I have had insights as follows. 1, The necessity of national data base on child abuse in Japan. 2, The necessity of strengthening family re-integration policies and civil cooperation. 3, The necessity of strengthening poverty related policies. 4, The necessity of policies concerning the child abuse which occurred foreigner's family in Japan. 5, The necessity of assessment of effectivity of child abuse prevention and treatment policies. 6, The effectivity of the support policies of early pregnancy as child abuse prevention. 7, The effectivity of civil cooperation to response child abuse reports.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：社会問題・社会運動 児童虐待 地方自治体 予防 早期発見 早期対応・保護 事後ケア 民間団体

1. 研究開始当初の背景

(1) 報告者は、ファミリー・バイオレンス研究に一貫して取り組んできた。2005年3月には、博士論文「ファミリー・バイオレンスへの臨床社会的アプローチ 子ども虐待問題を具体的課題として」を出身大学である京都大学に提出し、博士(文学)の学位を授与された。この博士論文は、『ファミリー・バイオレンス 子ども虐待発生のメカニズム』という書名で2005年5月に晃洋書房から出版された。また2004~2005年度の科学研究費補助金(基盤研究(C))を交付された研究課題名「子ども虐待への臨床社会的介入」においては、地方自治体の児童虐待への政策的対応を明らかにした。さらに2006~2007年度の科学研究費補助金(基盤研究(C))を交付された研究課題名「子ども虐待への対応における家族介入的方法の有効性と問題点」においては、親子分離した後に施設入所した児童に生じるアタッチメント障害とそれへの取組みを明らかにした。2008~2010年度の科学研究費補助金(基盤研究(C))を交付された研究課題名「家庭内暴力発生のダイナミクスと有効な対応」においては、ファミリー・バイオレンスの発生を説明する理論のうち近時もっとも有効なものとして活用されている「入れ子型エコロジカル理論」を用いて、全国都道府県警察本部少年課および全国の民間団体に対して行った「少年による家庭内暴力」についての質問紙調査の結果を分析した。

(2) 児童相談所における児童虐待相談対応件数は1990年には1,101件であったが、2010年には56,384件でこの20年間に50倍に達している。その間、2000年に児童虐待防止法、2004年に改正児童虐待防止法が制定されいづれも、虐待防止における国・地方公共団体の責務を明記している。特に2004年の改正児童虐待防止法では、地方公共団体の責務が強調され児童相談所以外の市町村による相談援助の実施が規定されている。

2. 研究の目的

(1) 本研究では児童虐待防止法、改正児童虐待防止法で提起された観点から、地域社会特に地方自治体における児童虐待への政策的対応について、その<継時的変化>と<有効性>に着目して検討する。

(2) その予備作業として、アメリカにおける児童虐待への政策的対応の継時的変化を概観し比較材料としたい(Dodge, K.A. & D.L. Coleman(eds.) *Preventing Child Maltreatment* Guilford Press 2009)

アメリカでは1963~1967年の間に子どもに関わる専門職からの通告を容易化する「児童虐待通告法」が全州とコロンビア特別区で成立した。1974年には連邦法である「児童虐待およびネグレクト防止・処遇法」が成立したが、その中で虐待とネグレクトに関するデータ・ベースの作成と提供が主張され、アメリ

カ保健福祉省の管轄のもと、「児童虐待とネグレクトに関する全国情報センター(NCCAN)」がデータ・ベースの作成と提供を行っている。1980年代には、児童虐待への意識の覚醒と研究・予防の拡大が見られた。1980年の連邦法「養子縁組援助および児童福祉法」では、親子分離至上主義批判と家族維持がうたわれ、ペアレンティング教育、グループによる両親サポート、電話相談等が実施された。この時期、公的機関のみならず企業、スポーツ団体、市民グループ等により過剰なまでの虐待防止プログラムが提供されたが、その実態把握と成果評価は行われなかった。70~80年代に実施されたプログラムで有効とみなされたのは、早期介入プログラムで、妊娠期間中および出生後2年間の、定期的な看護師による訪問サービスであった。しかし80年代には、薬物・物質依存の保護者による児童虐待が問題となり、連邦法の方針は動揺し<治療的・福祉的より刑罰的介入>の方向に振れることとなった。1997年には、家族維持よりも子どもの安全と養子縁組を強調する連邦法「養子安全家族法」が成立した。

3. 研究の方法

(1) 報告者は、平成17年度に全国の都道府県に対して「児童虐待への政策的対応についての調査」(平成16~17年度科学研究費補助金基盤研究(C))を実施し、宮城、秋田、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、石川、山梨、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、奈良、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島 の26府県から回答を得た。今回の研究では、先行調査に対して回答があった26府県に対して平成24年1~2月に追跡調査を行い、秋田、茨城、栃木、千葉、新潟、山梨、京都、兵庫、奈良、島根、山口、香川、高知、福岡、鹿児島 の15府県から回答を得た。

同時に平成17年度の先行調査で回答がなかった都道府県に対して同一の質問紙で再度調査を行った。この調査に対して回答があったのは、埼玉、東京、富山、岐阜、三重、滋賀、和歌山、鳥取、広島、熊本、大分、沖縄 の12都県であった。

7年の間隔を置いて実施された両調査を比較し、政策的対応のうち継続しているもの、あるいは新規のものを明らかにし、当該都道府県児童相談所の児童虐待相談対応件数の増減と照合して有効性を検討する。

(2) 平成24年1~2月の追跡調査、再調査で回答を得た都道府県のうち、特に内容をさらに深める必要があった秋田県、岐阜県、山梨県に対しインタビュー調査を行った。それぞれ日時、場所、インタビュー対象者は以下のとおりである。

秋田県：平成25年10月21日、秋田県庁、健康福祉部子育て支援課長、家庭福祉班副主幹、調整・子ども育成班主査

岐阜県：平成25年11月25日、岐阜県庁、

健康福祉部子ども家庭課児童養護係長、及び主任

山梨県：平成 25 年 12 月 9 日、山梨県庁、健康福祉保健部児童家庭課児童養護担当主事、児童対策企画監

4. 研究成果

(1) 追跡調査

質問項目は問、虐待ハイリスク家庭の把握とリスク低減について、問、要保護対策地域協議会について、問、児童虐待への政策的対応の特徴、有効な点、問題点、の3つであるが、特に問に焦点を絞り各自自治体の対応の主要なものを予防、早期発見・対応、保護・指導、事後ケア、問題点に分類した。その上で継続しているものに(継)、新規に(新)のマークをつけた。不明のものにはマークをつけていない。さらに最後に政策の有効性との関連で、平成 23 年度の児童相談所における児童相談対応件数の対前年度増減率を示した。

秋田県：平成 23 年度対前年度増減率 0.81

24 時間 365 日電話相談(新)、NP プログラムの実施(新)

児相、市町村職員の研修(新)、児相非常勤職員の配置(新)、コモンセンス・ペアレンティング・トレーナーの養成(新)、虐待事案検証委員会の設置(新)

家族再統合プログラム(新)

児相職員数の不足、一般職員が児童福祉司となること、また 3 年前後で異動することからスキルの向上および蓄積が十分できない。

茨城県：対前年度増減率 0.94

発達障害児への支援(継)、市町村母子保健および医療機関研修(産後うつ予防、揺さぶられ症候群予防等)(新)、要支援妊婦の把握と支援(新)

児相の増員と資質の向上(継)

児童養護施設の整備(継)

栃木県：対前年度増減率 0.87

妊娠・出産に悩みを持つ者への相談窓口の開設と周知(新)

24 時間 365 日相談体制(新)、児童虐待対応チームの設置(平成 17 年～継)、児童福祉司の増員および教員、保健師、警察 OB 等の配置、市町の母子保健担当と児童虐待担当との連携(新)

退所児童等アフターケア事業を NPO 法人に委託して実施(新)

望まない妊娠の専用相談窓口開設の必要性。要保護児童対策地域協議会の運営方法にバラツキが大きい。家族支援が十分にできていない。

千葉県：対前年度増減率 0.95

「母子保健虐待予防マニュアル」の作成(平成 21 年 新)

相談受付から終結に至る児童情報の一元管理および各種会議等の進行管理等のため、児相 IT システムの活用(新)

死亡事例の検証結果等を受け、児童虐待対

応システムの抜本的見直しをはかる。

新潟県：対前年度増減率 1.15

NP プログラムの実施(新)、NPO と連携して虐待防止に関する講座の実施(新)

児童福祉司の増員、中央児相に虐待対応専門チームの設置、県内児相における虐待対応協力員の配置(5 児相で 16 人)(いずれも継)

山梨県：対前年度増減率 1.16

通所指導事業および宿泊指導事業を行い、虐待発生家庭における養育機能の再生・強化および児童の人権擁護の促進(平成 18～新)、具体的にはカウンセリングおよびスーパーバイズ回数を「4 人/月」に目標設定・実施し、平成 18 年度 14 件から毎年 20% ずつ件数を増やすように取り組む。家庭生活の継続、虐待環境の改善等に効果。

京都府：対前年度増減率 1.08

「医療機関用子どもの虐待対応マニュアル」を山城地域で作成・配布また講演会の開催(新)、地域の児童問題に対して相談援助を行う児童家庭支援センターを付設(舞鶴学園：継、京都大和の家：新)

各児相に初期対応を行う児童虐待対応協力員の配置(継)、法的問題に対して専門的助言や援助を行う弁護士確保(継)

虐待を行った保護者へのカウンセリングを行う精神科医の配置(宇治児相、継)

兵庫県：対前年度増減率 0.96

乳幼児ハイリスク家庭早期フォロー事業(継)、ハイリスク妊産婦の早期発見、早期支援のため、助産婦、看護師、養護教諭等への研修の実施(新)

虐待防止 24 時間ホットライン(継)、市町・県連携アドバイザーとして各児相に嘱託職員配置(新)

里親制度普及啓発研修事業(新)、虐待をした親等への家族再生指導(継)

奈良県：対前年度増減率 1.34

平成 22 年に県下で発生した虐待致死事件をきっかけとして設置された「奈良県児童虐待対策検討会」の提言を受け、平成 23 年「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(平成 23～25 年度)を策定。アクションプランでは、児童虐待対応の 4 つのポイント(「未然防止」、「早期対応」、「発生後の対応」、「体制整備」)における課題と具体的な行動を提示し、4 つのポイントごとに評価指標を設定するとともに、実行指標を年度ごとに公表。

乳幼児健診未受診児の現認(継)、医療機関と母子保健の連携強化(新)

中央児相において、精神科医、心理職員、学習指導員の配置等、一時保護児童へのケアの充実(継)、児童養護施設に心理職員を配置し、被虐待児童への心理療法の実施(新)

島根県：対前年度増減率 1.30

児童相談と女性相談との連携強化(継)、児相に女性相談員を配置し、また DV 事案等に関して警察から児相への通告が積極的に行われる等、関係機関のネットワーク構築。

市町村により対応にバラツキがある。人事

異動等で、ケースの情報および相談対応の専門性が十分継承されない。

山口県：対前年度増減率 1.05

市町職員専門性向上講習会の開催(平成19～新)、虐待防止地域サポーター(主任児童委員、母子保健推進員、教員、人権擁護委員等、継)、児童家庭支援センターの設置(4か所、継)

24時間365日相談体制(継)、一時保護中の被虐待児童への学習指導(継)、児童家庭アドバイザーを配置し、児童福祉司に協力して調査・連絡調整(継)

児童養護施における専門的対応の充実(継)、専門里親の育成・支援(継)

香川県：対前年度増減率 0.86

乳幼児健診や家庭訪問等を通じての保護者に対する養育支援(新)、強い育児不安、育児困難な家庭に対する重点的な子育て支援(新)、未熟児、障害児等の親に対する専門的な子育て支援(継)

児相の虐待初期対応班による早期対応(継)

家族再統合プログラム実施による保護者等への支援

高知県：対前年度増減率 0.82

市町村における児童家庭相談担当部署と保健部署との連携・情報共有(新)

中央児相に専任の児童虐待対応チーム設置(平成21年7名、平成22年11名、新)

市町村職員の人事異動のサイクルが短く、経験の蓄積や専門性の育成が困難である。

福岡県：対前年度増減率 1.00

ハイリスク妊産婦支援事業(継)、市町村子育て支援センター等における育児支援事業(継)

児相の支所の本所化(4児相、6児相、新)、児童福祉司(12年度24名、23年度56名)、児童心理士(12年度10名、23年度20名)の増員(継)

家族再統合支援事業(平成23～新)施設入所した子とその親を対象に、絆を修復して子どもの家庭復帰につなげるプログラムを実施。

鹿児島県：対前年度増減率 0.69

平成22年度までに全市町村に要保護児童対策地域協議会設置。

要保護児童対策協議会を通じての関係機関の連携強化、児相との役割分担の明確化。

(2)再調査(平成17年度調査には回答が無く、平成23年度調査に初めて回答が寄せられた都県。従って新、継続の記述は無い。)問、「児童虐待への政策的対応の特徴、有効な点、問題点」について回答があった県のみについて記述する。

埼玉県：対前年度増減率 1.23

母子保健の充実強化

児相への警官OBの配置、非常勤職員の複数配置。

児童精神科医による巡回相談、家族支援プ

ログラムによる家族再統合、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの整備促進、里親委託推進員を全児相に配置。

岐阜県：対前年度増減率 1.10

育児不安を抱える親を対象としたNPプログラムの実施、父親の育児参加を促進する「ぎふイクメンプロジェクト」の実施、父親の子育てへの関わり方や子育ての基礎知識等を記した「父子手帳」の作成・配布。

「子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル」の開設、24時間365日受け付け体制。

児童養護施設退所者等に対する就職活動支援。

三重県：対前年度増減率 1.08

平成16年3月「子どもを虐待から守る条例」を制定。「子育て支援指針」、「早期発見対応指針」、「保護支援指針」の3指針により児童虐待防止の方向性を示す。また平成23年3月「三重県子ども条例」制定。基本理念として子どもを権利の主体として尊重、子どもの最善の利益の尊重、子どもの力を信頼、を掲げている。

滋賀県：対前年度増減率 1.07

「子育て三方よしコミュニティ推進事業」による子育て情報発信・共有および子育て支援機関の交流。

全市町村に要保護児童対策協議会の設置。

広島県：対前年度増減率 1.17

児童虐待対応嘱託弁護士の配置、一時保護所心理療法士の配置、虐待通告のあった児童の安全確認等のため児童虐待防止支援員の配置、専門家による早期虐待診断のしくみづくり。

虐待発生家族に対する家族療法事業、里親支援事業、施設入所児童の家庭復帰支援を行う子ども家庭支援員の配置。

大分県：対前年度増減率 1.03

「いつでも子育てホットライン」の設置(24時間対応、平成22年～)、子育て支援員による訪問型子育て支援(平成24年～)、地域に根ざした子育て支援ネットワークづくり、地域における男性の子育て参加の向上をはかる(平成24～)。

全18市町村における要保護児童対策協議会の設置。

沖縄県：対前年度増減率 0.99

児相(2か所)に児童虐待早期対応のための専任の児童福祉司の配置、児童福祉司および児童心理士のスーパーバイザーの増員。

児童虐待防止のための広報・啓発の充実をはかりたいが、多くの県民に意識づけできる効果的な広報・啓発の方法に苦慮している。

(註)NPプログラムについて

追跡調査、再調査の回答中、「予防」の項目に何度か挙げられているNPプログラムについて若干の説明を加えたい。NP(Nobody's Perfect)プログラムは、1980年代初めに、カナダ政府主導で開発された親教育プログラムである。1987年にカナダ全土に導入され、

全州、準州において実施されている。NP プログラムの対象となるのは、就学前の子どもを持つ親であり、20 人以下の少人数・固定メンバーで、1 回約 2 時間のセッションを原則として毎週、連続 6 回以上開催する。有資格者のファシリテーターがセッションを運営する。セッションにおいて参加者は各自の子育て体験を語り、また他者の体験に耳を傾けることで、事実の客観的認識・分析・事後への応用という体験学習サイクルを身に着ける。(参考文献：原田正文、2008、『完璧志向が子どもをつぶす』筑摩書房)

(3) インタビュー調査

秋田県

秋田県における児童虐待の相談対応件数は、平成 15 年度には 69 件であったが、平成 24 年度には 198 件と 3 倍弱に増加している。またその間の平成 19 年には、「秋田連続児童殺人事件」が発生し、事件以前から被害児童が保護者からネグレクトを受けていたことが問題となった。この事件の影響の有無は定かではないが、報告者の実施した調査においても平成 23 年度の回答は平成 17 年度のそれと比べ、秋田県における政策的対応が飛躍的に充実したことを物語っている。諸対策のうちでも注目すべきは、予防対策としての「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム親支援講座」事業であり、秋田市(平成 22～24 年度 27 回)等の都市部で活発である。また横手市等の農村地域では、NP プログラムの開催回数は多いとは言えないが、3 世代同居率が高く同時に虐待発生件数が少ないのも注目される。

岐阜県

岐阜県における平成 24 年度の相談対応件数は、725 件で過去最多の平成 23 年度から横這い状態である。岐阜県において注目されたのは、外国人の流入人口の多さと児童虐待発生との関連である。中濃地域の加茂市、可児市では外国人が人口の 1 割を占め、その多くが工場労働者で貧困や不安定雇用等の問題を抱えている。これらの問題が虐待の発生を促進するリスク要因になるのではないだろうか。質問紙への回答、またインタビューの際にも指摘されたのは、「虐待ハイリスク家庭と貧困問題との関連性は強く、根本的な対策として社会保障や所得再配分についての大きな政策的アジェンダの設定を必要とする」ということであった。

山梨県

山梨県における平成 24 年度の相談対応件数は 512 件で、前年度比 7.3% 増であった。山梨県において注目されたのは、通所指導事業および宿泊指導事業による、家族再統合支援である。虐待により児童養護施設や一時保護所に措置された児童および保護者を対象として、家庭における養育機能の再生・強化や児童の人権擁護の促進をはかる。宿泊指導は都留児童相談所に「親子訓練室」があり、そこで宿泊し、カウンセリング等を実施する。

(4) 追跡調査、再調査、インタビュー調査を通じての考察

児童虐待に関する全国的情報をデータ・ベース化し一元的管理を行うアメリカの「児童虐待とネグレクト全国情報センター(National Center on Child Abuse and Neglect NCCAN)のような行政機関は残念ながら日本には存在しない。しかし虐待防止・事後ケアのためにも必要であり、千葉県では県レベルで児相 IT システムを活用して情報の一元的管理を行っている。

事後ケアとりわけ家族再統合支援については、その必要性をどの自治体も認めているが、方法論の検討も十分でなく対応に苦慮しているのが現状である。この領域において、NPO 等民間の協力の一層の拡大が必要である。

岐阜県の調査において指摘されたように、虐待と貧困との関連が強く経済的側面からの支援も必要である。しかし現実には多くの自治体の施策は、心理学的、精神医学的、医療・保健的なものが主体である。児童虐待担当部署と生活保護等公的扶助担当部署との連携の強化が必要である。

同じく岐阜県の調査で明らかになったが、在日外国人家庭においても虐待問題が多く発生している。この問題への取組みの強化が望まれる。

各自治体において、虐待防止、早期発見・対応、事後ケアのすべての分野にわたって、きめ細かな政策的対応がとられているが政策の効果についてアセスメントを実施している自治体は少ない。一例として、奈良県は平成 23 年に策定したアクションプランに政策評価を盛り込んでいる。

アメリカと同様日本においても、多くの自治体では虐待防止の施策の一環として、母子保健活動の充実に力を入れている。そのために母子保健担当部署と児童虐待担当部署の連携の必要性が認識されている。

早期発見対応のため、多くの自治体が児童相談所に虐待早期対応チーム・班、対応協力員を配置し、そこにおいて専門性を持つ民間人が協力している。

5、主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

井上真理子、家族と暴力：ファミリー・バイオレンスの発生とそれへの対応、フォーラム現代社会学、査読有、9号、2011、16 - 27

〔学会発表〕(計 2 件)

井上真理子、ファミリー・バイオレンス：適応失敗的暴力が規範同調的暴力か、日本社会病理学会第 27 回大会、2011 年 10 月、大正大学

井上真理子、現代日本の家族の脆弱さと共生社会、奈良産業大学公開シンポジウム 2013、2013 年 11 月、リーベる王寺

〔図書〕(計 5 件)

井上真理子他、奈良産業大学、共生社会
を考える：奈良産業大学公開シンポジウ
ム 2013、2014、95

井上真理子他、丸善出版、社会調査事典、
2014、892

井上真理子他、世界思想社、家族社会学
を学ぶ人のために(第2刷)、2013、312

井上真理子他、筑摩書房、命題コレクシ
ョン社会学(文庫版)、2011、400

井上真理子、京都女子大学、家庭内暴力
発生のダイナミックスと有効な対応：平
成 20～22 年度科学研究費補助金(基盤
研究(C))研究成果報告書、2011、6

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 真理子(INOUE MARIKO))
奈良学園大学・大学共同利用機関等の部局
等・教授
研究者番号：50137171

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：